

福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業の利用について

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う**家族の負担軽減**を図るため、
医療保険の適用を超える**自宅利用**や医療保険の適用外となる**自宅以外での訪問看護**を提供する、
「**福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業**」について**令和8年4月1日**より**拡充**します。

利用対象者	医療的ケア児及びその家族 詳細な要件は裏面をご確認ください。
サービス内容	訪問看護事業者が医療的ケア児のもとを訪問して行う看護などの 訪問看護を、自宅又は自宅以外の場所 で利用することができます。 <ul style="list-style-type: none">◆ 自宅で利用する場合は、医療保険の適用を超える利用に限ります。◆ 入院中や障害児通所支援事業所など、他サービスとの重複利用はできません。◆ 保育所・学校等における利用は、保育所・学校等に関する他支援制度の利用が優先されます。◆ 看護を伴わない見守り(入浴や家事等の介助・支援等)は対象となりません。◆ 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士による訓練・リハビリ等は対象となりません。
利用可能時間	医療的ケア児一人につき、 年間 48 時間だった利用可能時間を、年間 104 時間へ拡充します。 <ul style="list-style-type: none">◆ 24時間人工呼吸器施行の医療的ケア児に限り、令和7年8月から年間338時間を限度としています。◆ 保育所・学校等での訪問看護を対象とした拡充措置(別枠 144 時間)は、令和8年3月末で終了しました。
サービス費用	本事業の利用にあたって、自己負担金はありません。 <ul style="list-style-type: none">◆ 本事業にかかった経費は、福岡市からサービスを提供した訪問看護事業者に支払います。◆ 訪問看護以外の費用(交通費、施設の入場料、キャンセル料など)については、訪問看護事業者から費用の負担を求められる場合がありますので、事前に訪問看護事業者にご確認ください。
利用までの流れ	利用登録の手続きは、登録事業者(訪問看護事業者)を通して行います。 <ol style="list-style-type: none">① 利用している訪問看護事業者が、本事業の登録事業所(市と協定締結)を確認してください。② 訪問看護事業者から、申請に必要な書類を受け取ってください。③ 申請書類を記載し、訪問看護事業者へご提出ください。(訪問看護事業者から福岡市へ提出)④ 福岡市から訪問看護事業者を經由して、利用者へ登録決定通知書を送付します。⑤ 通知書を受け取ったら、訪問看護事業者と本事業の契約を締結して利用可能となります。⑥ 48 時間を超えて利用する医療的ケア児及びそのご家族に対しては、福岡市から医療的ケア児等コーディネーター(※1)等による相談支援(※2)を実施いたします。 <p>※1 多分野にまたがるサービスを総合的に調整し、医療的ケア児とご家族をサポートします。</p> <p>※2 利用時間が 48 時間を超える見込みになった時点で、訪問看護事業者を通して意向を確認いたします。</p>

制度に関する問い合わせ先

詳細は裏面をご覧ください

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1
福岡市役所 こども未来局 子育て支援部 こども発達支援課
TEL:092-711-4178 FAX:092-733-5718
メールアドレス:hattatsushien.CB@city.fukuoka.lg.jp
ホームページ: [福岡市 医療的ケア児在宅レスパイト事業](#) で検索してください。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/shogaijishien/health/syogaij-sien/ikeaji-resupaito.html>



1. 福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業内容について

(1) 利用対象者

利用対象者は、**医療的ケア児の家族**です。

◆ 「医療的ケア児」とは、次の要件の全てに該当するもの。

- ① 福岡市内に住所を有すること。
- ② 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- ③ 在宅で同居の障がい児等の保護者または障がい児等の介護を行うものによる介護を受けて生活していること。
- ④ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること。
- ⑤ 訪問看護により医療的ケアを受けていること。



(2) サービスの内容

- ◆ 本事業に登録がある**訪問看護事業者が医療的ケア児のもとを訪問して行う看護などの訪問看護**(健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く)を、**年間104時間を限度として利用**することができます。
- ◆ 自宅で利用する場合は、医療保険の適用が優先します。医療保険の適用を超える利用が対象となります。
- ◆ 自宅以外の場所において、他サービスによる看護等の提供がある場合、重複して利用することはできません。
- ◆ 保育所・学校等における利用は、**保育所・学校等に関する他支援制度の利用が優先**されます。

(3) 費用

- ◆ 本事業の利用にあたって、自己負担金はありません。
 - ◆ 本事業に要した経費は、市から訪問看護事業者に、1時間あたり7,500円を、利用者の代わりに支払います。
- ※ 訪問看護以外の費用(交通費、施設の入場料、キャンセル料など)については、訪問看護事業者から費用の負担を求められる場合がありますので、事前に訪問看護事業者にご確認ください。

2. 利用の手続き

(1) 申請前の確認

- ◆ 本事業の利用対象者(1.(1))に該当するか確認してください。
- ◆ 現在利用している訪問看護事業者が、「**福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業**」の**利用できる(福岡市と協定締結済)か、訪問看護事業者に確認**してください。

(2) 申請に必要な書類

- ① 福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録申請書(様式第1号)
- ② 訪問看護指示書の写し
- ③ 訪問看護事業者との現在の契約書の写し又は利用していることが分かる書類

(3) 申請書類の提出先

- ◆ 現在利用している**訪問看護事業者に(2)申請に必要な書類を提出**してください。
- ◆ 申請書類は、訪問看護事業者を經由して、福岡市に提出されます。

(4) 利用登録の決定

- ◆ 申請後、福岡市から「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定(却下)通知書」を、現在利用している訪問看護事業者を經由して利用者へ送付します。
- ◆ **決定通知の後、事業者と本事業の利用契約を締結**してください。

(5) サービスの利用

- ◆ 事前に利用時間・場所等を訪問看護事業者にご確認ください。
- ◆ 複数の事業者で本事業を利用される場合は、利用される複数の事業者を、利用登録決定通知書に記載されている事業者にお伝えください。

(6) 市の相談支援

- ◆ 利用時間が48時間を超える見込みになった時点で、訪問看護事業者を通して、福岡市による相談支援について、利用の意向を確認いたします。
- ◆ 意向を踏まえて、医療的ケア児等コーディネーター等による支援を実施します。